令和８年（フ）第３６９号
函館市川原町10番７号
債務者　生田　由佳
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３８０号
函館市日吉町３丁目13番３号
債務者　川島　　学
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３８８号
函館市中道１丁目23番18号　サクセス中道３101号室
債務者　大塚まき子（旧姓中田）
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第１４９号
愛知県豊川市堺町１丁目23番地の６
債務者　平松恵美子
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第２１４号
愛知県新城市稲木869番地14
債務者　吉崎　京子
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第２４１号
愛知県豊橋市東小鷹野一丁目18番地の７
債務者　高津　　剛
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第２４３号
愛知県豊橋市花田町字小松64番地１　マンション88　105
債務者　河合真由美
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第２５６号
長崎県長崎市若竹町21番37号
債務者　野田　麻美
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第６５５号
北九州市小倉南区徳力団地12番303号
債務者　秦　　幸治
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６９８号
北九州市小倉北区泉台３丁目３番１―710号
債務者　青木　清美
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第７７８号
北九州市八幡西区穴生３丁目８番５号（203）
債務者　四方　　満
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１６５号
山形市円応寺町22番31号　リバティ円応寺203号、前住所山形市山家町１丁目６番16号
債務者　山口真理子
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４７２号
埼玉県所沢市大字上安松625番地の６　カーイング所沢102
債務者　石井由莉子
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６２１号
埼玉県川越市大字藤間330番地１　（ジュネス有栖川206号室）、前住所埼玉県川越市大字砂852番地13
債務者　吉田　珠海
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６５１号
埼玉県日高市大字森戸新田100番地13　フローレンスＢ　102
債務者　鈴木　智哉
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６６６号
埼玉県狭山市柏原99番地の２　柏団地Ａ―203
債務者　平野　雄太
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６８１号
埼玉県富士見市大字鶴馬3237番地１　県営住宅富士見鶴馬団地２―403
債務者　藤原　美幸
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部